

令和 7 年度茨城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）
（令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

1 背景及び目的

本県では、従来、中山間地域を中心にイノシシの目撃やイノシシによる農作物被害が確認されていたが、近年では、平野部においても目撃や被害が報告され、生息域や被害発生地域の拡大が懸念されている。

このため、令和 4 年 3 月に「茨城県イノシシ管理計画（第七期）」を策定し、3 つの管理目標（農作物被害を令和元年度比で半減する／個体数の増加を抑制するとともに生息域の拡大を防ぐ／人身被害ゼロの達成と継続）を設定するとともに、県内を 2 つの管理地域区分（被害対策地域／拡大防止地域）に分け、管理目標達成のために捕獲を強化することとしている。

本年度は、拡大防止地域で指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲圧を高めることで、個体数管理の強化を図るとともに、これまでイノシシが分布していなかった市町での捕獲技術の普及に加え、捕獲を含めたイノシシ対策実施体制の整備に向けた行政・住民の更なる意識向上を図る。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県央・鹿行地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	鹿嶋市 潮来市 行方市 鉾田市 小美玉市 茨城町	当該市町では拡大防止地域の中でも、近年、イノシシの目撃や農業被害が増えつつあるが、捕獲の担い手が少なく、捕獲に苦慮している。更なる生息域・被害の拡大を防止するためには、捕獲圧を高める必要がある。	【自然公園地域】 水郷筑波国定公園 大洗県立自然公園 【鳥獣保護区】 潤沼鳥獣保護区【国指定】 納場鳥獣保護区 鉾田鳥獣保護区 北浦鳥獣保護区 高須崎鳥獣保護区 鹿島鳥獣保護区 水原鳥獣保護区 麻生鳥獣保護区 牛堀地先鳥獣保護区 高浜入鳥獣保護区 歩崎鳥獣保護区 各市町が鳥獣被害防止計画に基づき許可捕獲（被害防止）を実施。

県西地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	古河市 下妻市 常総市 坂東市 五霞町	当該市町ではイノシシは低密度であるが、一部地域では出没や被害が増加している。更なる生息域・被害の拡大を防止するためには、捕獲圧を高めるとともに、行政・住民の意識を一層高める必要がある。	【自然公園地域】 水郷筑波国定公園 【鳥獣保護区】 三和鳥獣保護区 総和鳥獣保護区 小貝川ふれあい公園鳥獣保護区 下妻鳥獣保護区 逆井城址公園鳥獣保護区 さしま鳥獣保護区 菅生沼鳥獣保護区
---------------------	---------------------------------	--	---

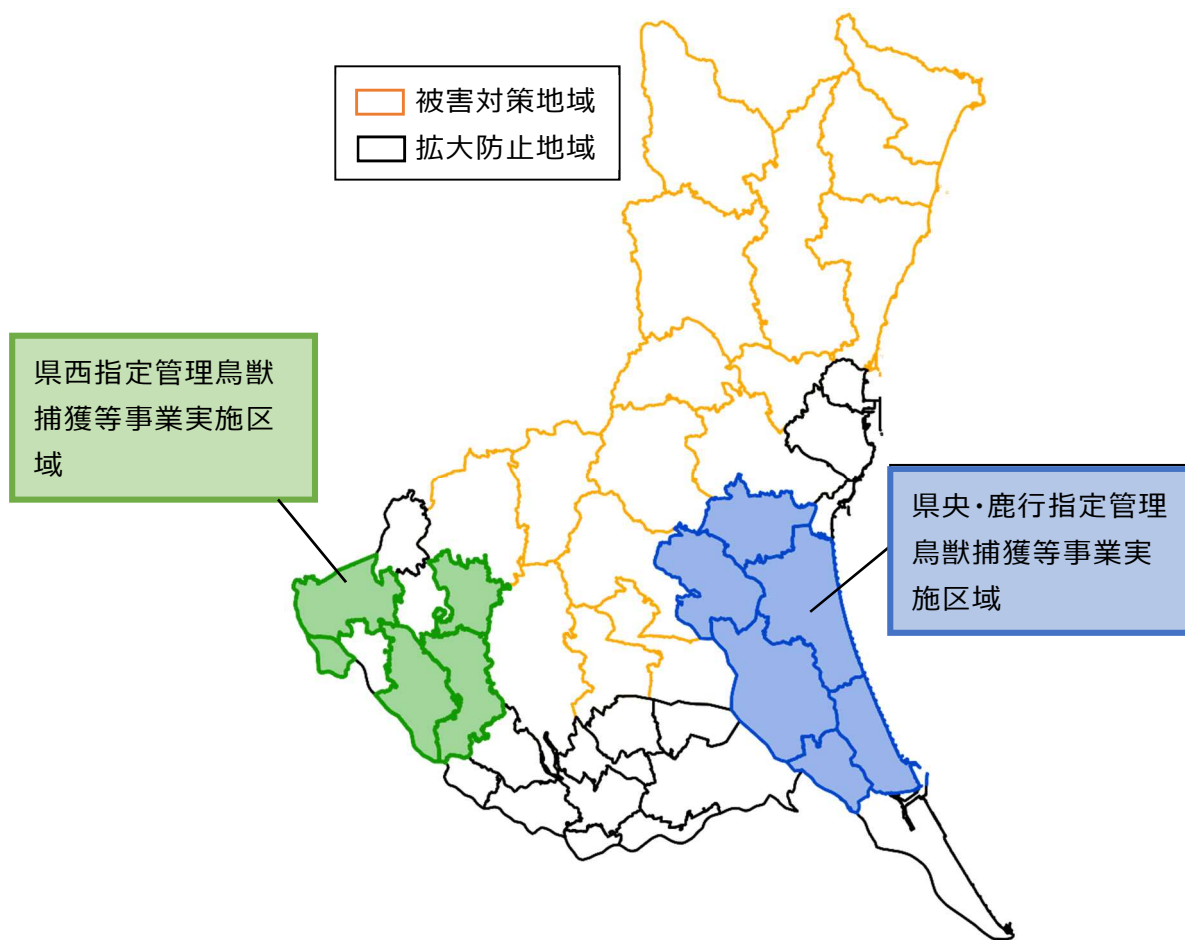


図 実施区域図

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県央・鹿行地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	令和7年10月1日～令和8年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年11月1日～令和8年2月28日(90日間程度)

県西地域指定管理 鳥獣捕獲等事業実 施区域	令和7年10月1日～令和8年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和7年11月1日～令和8年2月28日(90日間程度)
-----------------------------	--

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県央・鹿行地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	捕獲数 160 頭
県西地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	捕獲数 40 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県央・鹿行地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	わな猟(くくりわな等による捕獲、銃器等による止めさし)	90 日間程度
県西地域指定管理鳥獣捕獲等事業実施区域	わな猟(くくりわな等による捕獲、銃器等による止めさし)	90 日間程度

② 作業手順

【事前調査の実施】 県により、業務実施に係る県内のイノシシ生息状況等を調査する。 【業務計画の作成】 受託者は県と協議の上、業務実施に係る具体的な内容、実施体制、安全管理の方策、工程等の計画を作成する。 【関係者・関係機関との調整・周知】 市町、土地所有者又は土地管理者、地域住民等、実施区域内の関係者・関係機関との調整を図り、業務実施に係る許可や安全管理体制を整える。また、捕獲等の実施にあたっては実施区域内の関係者・関係機関へ周知する。 【捕獲等の実施】 受託者はイノシシの捕獲を実施するとともに、捕獲等の実施に係る作業状況(作業人数、わな設置基数等)、捕獲個体の捕獲年月日、捕獲位置、性別、齢区分、体長、体重等の捕獲情報を記録する。箱わなを使用する場合は、幼獣が届かない高さにトリガーを設置する等、成獣または群れごと捕獲するよう努める。 【捕獲個体の処分】 捕獲個体は原則として焼却や埋設等により適切に処分する。捕獲個体の処分・消毒にあたっては、豚熱等の感染拡大防止等の観点から、環境省・農林水産省「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考に適切に実施する。 【錯誤捕獲の予防】 くくりわなを使用する場合は、錯誤捕獲の発生を予防、または発生した場合に
--

当該個体への損傷を軽減し、すみやかにくくりわなの輪を広げ放獣することができるよう、締め付け防止金具を使用する。また、可能な場合はわな作動に必要な荷重を調節し、体重の軽い動物がかからないよう工夫を行う。

【錯誤捕獲の対応】

イノシシ以外の動物（ニホンジカ、アライグマ及びキョンを除く）が捕獲された場合、速やかに放獣するか、状況に応じて傷病鳥獣として保護する等して適切に対応する。アライグマについては、上記捕獲個体の処分手順に準ずるものとする。また、ニホンジカ及びキョンについては、止めさし後、捕獲個体の処分を行う前に速やかに委託者へ連絡し、委託者の指示に従うこと。

また、錯誤捕獲対応実施に係る作業状況、錯誤捕獲個体の捕獲年月日、捕獲位置、錯誤捕獲対応に関する情報を記録する。

【業務報告書等の作成、捕獲情報の収集・評価】

受託者は捕獲等業務の完了後、記録された捕獲情報や作業状況等を取りまとめ、業務報告書を作成する。県は報告書等をもとに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画検討委員会において事業の評価、次期計画策定に向けて検討する。

（２）捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

① 放置する必要性

実施しない。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
実施しない。			

- （注） 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4 捕獲等の方法は、銃猟にあっては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

個体の放置は実施しないため、該当しない。

（３）夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

実施しない。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
実施しない。			

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

夜間銃猟は実施しないため、該当しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 茨城県

【実施方法】 業務委託

【委託の範囲】

事前調査の実施、業務計画書の作成、捕獲等の準備・調整及び実施、捕獲個体の処分、捕獲情報等の記録、業務報告書の作成

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者、又は法人であって、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適性かつ効率的に実施できると認められる者

【体制】

学識経験者、動物生態学研究者、鳥獣害対策研究者を委員とする指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画検討委員会において、計画の策定、結果の把握及び評価並びに計画の改善に関する助言を受けることとする。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

住民や関係者への事業実施の周知を、実施区域市町と連携して広報等により行い、わな設置時は注意喚起看板の掲示をする。また、捕獲実施期間中は毎日の見回り、もしくは同等の捕獲確認措置を徹底する。

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特定猟具使用禁止区域（銃）内では、止めさしの場合においても銃器の使用を原則として認めない。

一般に利用される道や人の出入りの多い場所から見えるような地点については、わなを設置しないよう配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法に加え、その他の関係法令を遵守する。

(2) 事業において配慮すべき事項

捕獲個体は原則として持ち帰り焼却処分することとし、出荷等を行わない。地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は現地に埋設する。埋設する場合には、捕獲個体が風雨等により容易に露出しない程度まで埋設し、また埋設場所を水源から離す等により、生態系及び生活環境に影響を与えないよう配慮する。

なお、作業に際しては、豚熱拡大防止等の観点から、環境省「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等を参考に適切な防疫措置をとるものとする。

(3) 地域社会への配慮

地域住民にイノシシの捕獲等の必要性について理解が得られるよう努める。また、安全管理を徹底して行い、事故等の発生を防ぐ。